

下関市立大学健康相談室運営規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 76 号

改正 平成 29 年 3 月 1 日規程第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、本学の学生及び教職員の健康管理に関する専門的業務を行い、学生及び教職員の心身の健康の保持増進を図るために設置する健康相談室の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 健康相談室は、前条の目的を達成するため次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の健康診断に関すること。
- (2) 健康相談及び市販の薬で可能な程度の応急処理に関すること。
- (3) 健康診断の事後措置等、健康の保持増進について必要な指導に関すること。
- (4) 心理的問題についてのカウンセリングに関すること。
- (5) 保健衛生及び精神衛生についての教育・指導・知識の普及に関すること。
- (6) 学内の保健衛生のための環境整備に関すること。
- (7) 保健管理に関する企画立案及び調査研究に関すること。
- (8) その他、保健衛生に関すること。

(組織)

第 3 条 健康相談室に、次に掲げる室員を置く。

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 室長 | 1 名 |
| (2) 保健師(または養護婦・看護師) | 1 名 |
| (3) カウンセラー(または臨床心理士) | 1 名 |

(室長)

第 4 条 健康相談室長は、教育心理学担当教員をもって充てる。

(その他)

第 5 条 第 2 条各号に掲げる事項のうち、個人の秘密に属するものについては、これを他に漏らしてはならない。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 1 日規程第 13 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。